

コスタリカ政府による車両通行制限およびその他規制の緩和について

5月11日、アルバラード大統領は定例記者会見において、車両通行規制をはじめとする各種規制の緩和する旨を発表しました。概要は以下のとおりです。

1 車両通行制限

(1) 規制延長期間：5月16日（土）～5月31日（日）

(2) 詳細

ア 平日

午前5時～午後10時（これまでの規制時間は午前5時～午後7時）まで、ナンバープレートの最後の数字が下記に該当する車両は通行禁止となる。

- ・月曜日・・・1, 2
- ・火曜日・・・3, 4
- ・水曜日・・・5, 6
- ・木曜日・・・7, 8
- ・金曜日・・・9, 0

※午後10時～翌午前5時までは全面車両通行禁止。

イ 週末（変更無し）

午前5時～午後7時まで、ナンバープレートの最後の数字が下記に該当する車両は通行禁止となる。

- ・土曜日・・・0, 2, 4, 6, 8
- ・日曜日・・・1, 3, 5, 7, 9

※午後7～翌午前5時までは全面車両通行禁止。

2 その他規制緩和

(1) 一部国立公園の開園（ただし入園者を50%に制限）

(2) ビーチの解放（平日午前5時～午前8時）

(3) 客室数20部屋までの小規模ホテルの営業解禁（ただし提供可能客室数は全客室の50%以下）

(4) 強度の接触があるスポーツ（サッカー等）の無観客試合開催の解禁

3 参考（6月以降の規制緩和）

6月1日以降、以下のように規制緩和予定であると発表しています。

(1) 国立公園の開園（ただし入園者を50%に制限）

(2) 週末におけるレストランや映画館等の施設を開放（利用者を50%に制限する他、チケットは事前購入とする）

- (3) すべてのホテルの営業を解禁（ただし提供可能客室数は全部屋客室の50%未満とする）
- (4) 公園の開放（入園者を50%に制限する他，通行のみを可能とする）

新型コロナウイルス関連情報については，大使館としても最新の情報の収集に努めていますが，皆様におかれましても当国各関係当局の発表もしくは各報道機関等からの客観的情報に基づき，引き続き落ち着いて行動するよう心がけて下さい。

【お問い合わせ先】

在コスタリカ日本国大使館 領事班

Tel : (506)2232-1255 Fax : (506)2231-3140

E-mail : embjapon@sj.mofa.go.jp

URL : <http://www.cr.emb-japon.go.jp/japones/index-j.htm>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。